

岩手県が震災がれきの広域処理を維持するために県内処理計画量を減らしていた件について

震災復興プロジェクト近畿

松下勝則

平成25年6月3日に「岩手県災害廃棄物処理詳細計画（平成25年度）」が発表されましたが、その内容を見ると、宮古地区や山田町の震災がれきの県内処理量が、平成24年度に比べて平成25年度は大幅に縮小されています。また、平成24年度分の処理実績も、当初の計画処理量よりも減らしていたことも分かりました。

被災自治体で震災がれきを処理した上で、それでも尚処理できないものを広域処理するというのが法令上の規定であったはずですが。岩手県も市民からの質問に対して、「県内の処理施設だけでは期限内に処理することができないことから、どうしても広域処理をお願いせざるを得ない」と答えています。

しかし実際は、県内処理量を減らすことで、処理コストの高い広域処理を継続している疑いが濃厚です。もし、広域処理分を確保するために県内処理量を減らしたのであれば、岩手県は国民を騙して広域処理の必要性を訴えたことになり、詐欺行為に等しい「不当行為」と言わざるを得ません。

大阪府・市が、この岩手県の不当行為の事実を知りながら、なおかつ震災ガレキの広域処理の受け入れを進めるのならば、岩手県の不当行為に加担することになり、国民を騙すことになります。

この問題を以下に整理したい。

<岩手県災害廃棄物処理詳細計画と岩手県廃棄物対策室・松本実課長への取材メモ>

岩手県災害廃棄物処理詳細計画（平成 25 年度）【資料編】の 34 頁の「図-可燃物処理フロー」を参照。

<http://savechildosaka.web.fc2.com/i/130603iwate.siryohen34.pdf>（参考資料 1）

宮古地区の可燃物の岩手県内での処理は、雫石市と盛岡市と宮古市の清掃センター、そして仮設焼却（宮古市）で行われる計画になっています。

岩手県災害廃棄物処理詳細計画（平成 25 年度）【本文】の 34 頁と 35 頁の「表一施設別処理の進め方」を参照。

<http://savechildosaka.web.fc2.com/i/130603iwate.honbun37.38.pdf>（参考資料 1）

ここに、清掃センターと仮設焼却炉の「24 年度の処理実績」や、「25 年度の処理計画」が示されています。

雫石市と盛岡市と宮古市の清掃センターの 25 年度の計画（カレンダー）を参照。（参考資料 1. 34-35 頁）
処理期間が、なぜか 9 月で終わる予定になっています。

これらについて、岩手県廃棄物対策室・松本実課長に質問(6/5)すると、「期日までで割ったらこうなった」という回答を得ました。

つまりこれは、「広域処理分も含めて計算すると、県内の処理施設は 9 月まで動かせばいいという結果になった」という意味です。

これは問題発言です。

「県内で期限内に処理できない」というのが、広域処理政策の根拠になっています。

それなのに岩手県は、広域処理分を確保するために、県内処理分を減らしたということです。

それから、「施設別の処理の進め方」の「24 年度実績」と「25 年度計画処理量」を比べてみると。(参考資料1. 34-35 頁)

宮古市清掃センターは、24 年度実績が 6,700 トンだったのに、25 年度計画処理量では 2,200 トンに減らしています。

雫石市清掃センターは 3,700 トンから 2,200 トンに、盛岡市クリーンセンターは 5,700 トンから 2,500 トンに計画量を減らしています。

仮設焼却炉については、24 年度には 28,600 トンも処理しているのに、25 年度の計画は 9,800 トンに大幅に減らしています。

そして施設別の計画処理量について、【資料編】の「図：可燃物処理フロー」にある「処理計画量」と、【本文】の「表：施設別の処理の進め方」にある「処理計画量」の数値がすべて合っていません。

可燃物処理フローの図の方が過小な数値になっているのは、広域処理の必要性を強調する意図があるように見えます。

これらの質問に対して松本実課長は、「時間をください、調べます」と言うだけで、答えることができませんでした。

翌日(6/6)に、再度、松本実課長に回答を求めました。

内容は以下です。

Q1：施設別の計画処理量について、【資料編】の「図：可燃物処理フロー」にある「処理計画量」と、【本文】の「表：施設別の処理の進め方」にある「処理計画量」の数値がすべて合っていない。【資料編】の図の数値の方が過小になっている理由は？

A1：季節変動で夏は一般ゴミが増えて災害廃棄物の処理量が減る傾向にあるから、【本文】の数値はわざと 2 割増しの処理計画目標を記載した。目標を高くしなければ、【資料編】の計画量を達成させることができない。

評価1：そのような説明を資料から読み取ることができない。目標値なら目標値と記載すべき。どちらも同じように「計画処理量」としか書かれていない。【資料編】の可燃物処理フローの図で、広域処理の必要性を強調するために、過小な数値を入れたとしか思えない。

しかも、6月4日の電話では、この【資料編】の可燃物処理フローにある清掃センターと仮設焼却炉の「処理計画量」の数値について、「あくまでも最大限の数値だから、実際はこれより少ない量になる」と広域処理の必要性を強調する説明をしていた。それが今日は、「これよりも多く処理できる場合もある」と説明を変えてきた。なんともいい加減な対応だ。

Q2：では、一般ごみの季節変動が関係ない仮設焼却炉の処理計画量も、【本文】より【資料編】の数値の方が過小になっているのはなぜか？

A2：横並びに減らした。

評価2：根拠がないということ。

Q3：岩手県内の清掃センターの25年度の処理計画が9月で終わる予定になっている理由は？

A3：9月からは不燃系混合物を分別することに清掃センターを使うため。

Q4：その証拠となる文書や計画はあるのか？

A4：ない。

評価3・4：9月から不燃系混合物の分別の計画があるために可燃物の処理を9月までで終わるようにしたと説明するが、その不燃系混合物の処理計画書は存在しないということ。打ち合わせ資料なども何もない。そんな根拠も示されない彼の説明を信じられる訳がない。

Q5：仮設焼却炉の24年度の処理実績は28,600トンだが、25年度の処理計画が9,800トンと3分の1に減らした理由は？

A5：岩手の災害廃棄物の量は525万トンと発表しているが、それ以上に今後出てくる可能性があるので、余力を残した。

評価5：計画にないガレキが今後に出てきた際に対応できるよう仮設焼却炉の25年度分の計画処理量を減らしたということだが、予測も出来ない量を処理するために計画を3分の1に減らしたということ。減らした量に根拠はない。広域処理分を確保するために減らしたとしか考えられない。

以上が、6月6日の松本実課長の説明です。

岩手県内の処理計画量が縮小されていることについて松本課長に初めて聞いたとき、彼は「期日までで割ったらこうなった」と答えました。これが真実だと思われます。

「広域処理分も含めて計算すると、県内の処理施設は9月まで動かせば済むし、仮設焼却炉は24年度実績の3分の1を処理すれば済むという結果になった」ということです。

岩手県災害廃棄物処理詳細計画(平成24年度版)の49頁の図-4.4.4には、24年度と25年度の2年間の処理計画量が記載されています。<http://savechildosaka.web.fc2.com/i/120524iwatesyousai.pdf> (参考資料2) それぞれ2で割って1年間分の計画処理量を出し、合計すると50,650tになります。この数値が24年度当初に予定していた1年間の雫石・盛岡・宮古・仮設の処理計画量といえます。

しかし、<25年度版>から分かるように、雫石・盛岡・宮古・仮設の24年度の1年間の処理実績は44,700tです。つまり、24年度の当初計画50,650tを、1割ほど下回っていることが分かります。

24年度当初に年間50,650tの処理計画を立てていたのだから、24年度の実績44,700tを25年度で達成することは難しいことではないと思われます。

25年度の計画を24年度並みに計画すれば、可燃物の広域処理は全く必要がありませんし、年度末までではなく、12月末までの処理期間で考えても、宮古地区分の震災がれきの広域処理の必要性は全くありません。

震災がれきの広域処理は、現地処理では不要な運搬費がかかることに加えて、震災がれきの広域処理をしていない自治体にも復興予算が流用されることの原因にもなっています。

(参考資料3)(参考資料4)

このまま岩手県と大阪府・市が、必要性のない広域処理を続けるのなら、「復興予算を被災地以外に流用し無駄遣いをする自治体」と世間に評価され、国の無駄遣いを批判する橋下徹大阪市長の信頼をも失うことになるでしょう。

平成25年6月18日

(参考資料1)岩手県災害廃棄物処理詳細計画(平成25年度版)__注釈入り

https://docs.google.com/file/d/0B_dm-jV6JQEtaZVLbEdTT1I4S0k/edit

(参考資料2)岩手県災害廃棄物処理詳細計画(平成24年度版)

https://docs.google.com/file/d/0B_dm-jV6JQEtc2VpVIVBdkUwbEU/edit

(参考資料3)読売新聞記事(6月1日) <http://savechildosaka.web.fc2.com/i/130601yomiurikiji.pdf>

(参考資料4)週刊ポスト(4月12号) <http://savechildosaka.web.fc2.com/i/130412syukanposuto.pdf>

※(参考資料1・2)は、google上では注釈の文字が見えません。ダウンロードしてからご確認ください。

(要望書)岩手県知事宛て ⇒ <http://savechildosaka.web.fc2.com/i/130610youbou2.pdf>

(要望書)大阪府知事・大阪市長宛 ⇒ <http://savechildosaka.web.fc2.com/i/130618youbou.pdf>